

# 歯科衛生士法の改正を求める陳情署名に ご協力ください

優良な歯科医院の確かな選択基準があるとすれば、それは経験豊かな歯科衛生士がいる歯科医院を選ぶことです。なぜなら患者さんの側に立って医療の質を維持し、予防ケアを担い、患者さんの声に耳を傾けて健康な生活をサポートする歯科衛生士の存在が、患者さんの健康にとってとても重要な意味をもっているからです。ところが、この歯科衛生士の業務を定めた法律は、歯は年を取ったら抜けるものと信じられていた時代に改正(昭和30年)されてから、見直されていません。そのため歯周病の患者さんの治療と再発予防にとってもっとも有効で重要な処置、すなわち歯根表面の沈着物を除去してきれいにするのが一部の地域で制限される事態が生じています。歯科衛生士が助手以上の仕事をするとう歯科医師の仕事が奪われるという歯科医師中心の偏狭な考えが残っているからです。

そこで歯周病や虫歯の予防と治療に歯科衛生士が果たす役割の大きさを認識し、そうした考えを普及する努力をしてきた私たちの研究会では、歯科衛生士が歯科医師の下で、患者さんのプラークコントロールを専門的な技術でサポートする仕事が胸を張ってできるように、歯科衛生士法の第二条(歯科衛生士の業務範囲)の速やかな改正を求めています。厚生労働省や(社)日本歯科医師会でも、歯科衛生士法の業務範囲について検討していますが、歯科医師のなかに依然として歯科衛生士の仕事の重要性を認めないという空気があります。

趣旨をご理解いただき、歯科衛生士法の改正に関する以下の陳情にご署名ください(18歳以上の方に限ります)。なお、詳しくは、別紙解説(歯科衛生士法の業務範囲について)をご参照ください。

日本ヘルスケア歯科研究会 代表 藤木省三

----- キ リ ト リ -----

\*署名は、各診療所でまとめて研究会事務局(〒1120-0014 文京区関口1-45-15-104 日本ヘルスケア歯科研究会)までご郵送ください(署名欄には空欄があっても構いません)。

\*この用紙を原紙としてコピーしてご使用ください。できれば患者さんにもお持ち帰りいただき、ご家族の方のご協力をお願いいたします。歯科衛生士一人あたり200人の署名を目標にしています。

